特定損傷特約2

特定損傷特約(01)目次

(2017年1月改定)

この特約の主な内容

1 総 則

第1条 特約の締結

第2条 特約の責任開始期

第3条 特約の保険期間および保険料払込期間

2 特定損傷給付金の支払

第4条 特定損傷給付金の支払

第5条 特約保険料の払込免除

第6条 特定損傷給付金の請求手続、支払の時期および

場所

3 告知義務および特約の解除

第7条 告知義務

第8条 告知義務違反による解除

第9条 重大事由による解除

4 保険料の払込

第10条 特約保険料の払込

第11条 払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険

料の取扱

第12条 特約の失効・消滅

第13条 特約の復活

5 社員配当金

第14条 社員配当金

6 特約の解約および払戻金

第15条 特約の解約

第16条 特約の払戻金

7 特約の内容の変更・その他

第17条 特定損傷給付金額の減額

第18条 特約の保険期間の変更

第19条 特約の更新

第20条 主契約が終身医療保険に変更された場合

第21条 管轄裁判所

第22条 主約款の規定の準用

別表1 対象となる不慮の事故

別表 2 特定損傷

別表3 病院または診療所

別表 4 治療 別表 5 請求書類

特定損傷特約(01)

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対して治療を受けたときに、特定損傷給付金を支払うことを主な内容とするものです。

1 総 則

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。) の申出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の契約日後、契約者から申出があった場合には、会社は、新たにこの特約に対する告知を求め、会社の定める基準に基づいて被保険者の選択を行なったうえ、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、会社は、新たな保険証券は発行しません。

(特約の責任開始期)

- 第2条 この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を締結する場合には、会社は、次の各号の時から特約上の責任を負います。
 - (1) 会社がこの特約の付加を承諾して、この特約の第1回保険料として会社の定めた金額を受け取った時
 - (2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合には、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第3条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。

2 特定損傷給付金の支払

(特定損傷給付金の支払)

第4条 この特約の特定損傷給付金の支払は、次のとおりです。

名称	支 払 事 由	支払額	受取人	特定損傷給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
特定損傷給付金	主契約の被保険者がこの特約の保険期間中に、次のいずれにも該当する治療を受けたとき。 (1) この特約の責任開始(復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。)期以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による別表2に定める特定損傷(以下「特定損傷」といいます。)に対して受けた治療 (2) 前号の不慮の事故の日から起算して180日以内に受けた治療 (3) 別表3に定める病院または診療所において受けた別表4に定める治療	特定損傷給付金額	主契約の給付金受取人	次のいずれかにより被保険者が特定損傷給付金の支払事由に該当したとき (1) 契約者、被保険者または給付金の受取人の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故 (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (6) 地震、噴火または津波 (7) 戦争その他の変乱

- 2 同一の不慮の事故を直接の原因とする特定損傷による特定損傷給付金の支払は、1回のみとします。
- 3 第1項および前項の規定にかかわらず、この特約による特定損傷給付金の支払は、支払回数を通算して10回を限度とします。
- 4 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって特定損傷に対する治療を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、特定損傷給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
- 5 特定損傷給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

(特約保険料の払込免除)

第5条 この特約の保険料の払込免除については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込 免除に関する規定を準用します。

(特定損傷給付金の請求手続、支払の時期および場所)

- 第6条 契約者または特定損傷給付金(以下「給付金」といいます。)の受取人は、給付金の支払事由が発生したことを知った場合には、すみやかに会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく別表5に定める必要書類を提出して、給付金を請求してください。
- 3 主約款に定める給付金等の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による給付金の支払の場合に準用します。

3 告知義務および特約の解除

(告知義務)

第7条 この特約の締結または復活の際、支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して□頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

- 第8条 契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、 事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を将来に向かって解除することができ ます。
- 2 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。
- 3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約の給付金の支払または保険料の払込免除をしません。また、すでに給付金の支払を行なっていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の

払込がなかったものとして取り扱います。

- 4 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金の支払または保険料の払込免除をします。
- 5 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。
- 6 会社は、次のいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除を行なうことができません。
 - (1) 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者(以下本条において「保険媒介者」といいます。)が、前条の告知の際に、契約者または被保険者がその告知をすることを妨げたとき。
 - (3) 保険媒介者が、前条の告知の際に、契約者または被保険者に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき。
 - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき。
- 7 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかったとしても契約者または被保険者が、 前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる 場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

- 第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係 企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に 反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (5) 主契約に付加されている特約または他の保険契約(契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。)が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、この特約の給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。
- 3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払 込免除事由によるこの特約の給付金(第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号アからオまでに該当したのが給 付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払 われるべき給付金をいいます。以下本項において同じ。)の支払または保険料の払込免除をしません。また、この場合に、 すでに給付金の支払を行なっていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料 の払込がなかったものとして取り扱います。
- 4 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。

4 保険料の払込

(特約保険料の払込)

- 第10条 この特約の保険料は、第1条(特約の締結)第2項によりこの特約を中途付加する場合の第1回保険料を除いて、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一括払の場合も同様とします。
- 2 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第11条 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までにこの特約の給付金の支払事由が発生した場合は、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。
- 2 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生した場合は、契約者は、その払込期月の保険料を払い込んでください。
- 3 猶予期間中にこの特約の給付金の支払事由が発生した場合は、会社は、未払込保険料を支払うべき金額から差し引きます。
- 4 猶予期間中に保険料の払込免除事中が発生した場合は、契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
- 5 第1項もしくは第3項の場合で支払うべき金額が未払込保険料に不足するとき、または第2項もしくは第4項に該当したときは、契約者は、その猶予期間が満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合は、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払わず、または保険料の払込免除をしません。

(特約の失効・消滅)

- 第12条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
- 2 主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅したものとみなします。
- 3 主契約の保険料の払込が免除される場合で、その原因がこの特約の締結前であるためこの特約の保険料の払込が免除されないときは、この特約は主契約の保険料払込免除事由の発生時から消滅するものとします。
- 4 第4条(特定損傷給付金の支払)に定める特定損傷給付金の支払回数が通算して10回に達したときは、この特約は消滅します。

(特約の復活)

- 第13条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

5 社員配当金

(社員配当金)

第14条 この特約に対する社員配当金はありません。

6 特約の解約および払戻金

(特約の解約)

第15条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の払戻金)

第16条 この特約の払戻金はありません。

7 特約の内容の変更・その他

(特定損傷給付金額の減額)

- 第17条 契約者は、この特約の特定損傷給付金額を減額することができます。ただし、減額後の特定損傷給付金額が会社の 定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。
- 2 主契約の入院給付金日額が減額され、主契約の入院給付金日額に対するこの特約の特定損傷給付金額の割合が会社の定める限度をこえるにいたったときは、その限度を満たす範囲までこの特約の特定損傷給付金額を減額するものとします。
- 3 本条の規定によって特定損傷給付金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の保険期間の変更)

第18条 この特約のみの保険期間の変更は取り扱いません。

2 主契約の保険期間および保険料払込期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、この特約の保険期間も同時に主契約の保険料払込期間まで短縮されるものとします。

(特約の更新)

- 第19条 この特約の保険期間が満了する場合、契約者が、この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までにこの特約を更新して継続しない旨会社の本社に書面をもって通知しない限り、この特約の保険期間満了の日の翌日に、この特約は、更新して継続されます。ただし、更新前のこの特約の最終の保険料が払い込まれていない場合、または次の各号のいずれかに該当する場合には更新できません。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が60歳をこえるとき。
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき。
 - (3) 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき。

- 2 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲内で保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 3 この特約の保険期間が満了する際、主契約の更新が取り扱われる場合は、契約者が特に反対の意思を通知しない限り、 この特約も同時に更新するものとします。この場合、前2項の規定を準用します。
- 4 第2項の規定にかかわらず、契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で更新後の保険期間を変更して更新することができます。
- 5 特約の更新日は特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- 6 更新後のこの特約の第1回特約保険料は、特約の更新日の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、第11条(払込期月中または猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)および主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
- 7 前項の更新保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときには、この特約は更新前の特約の保険期間満了の日の翌日にさかのぼって消滅します。
- 8 この特約が更新された場合には、次の各号により取り扱います。
 - (1) 第4条(特定損傷給付金の支払)、第5条(特約保険料の払込免除)および第8条(告知義務違反による解除)に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。
 - (2) 更新後のこの特約には、更新日の特約条項および保険料率を適用します。
- 9 この特約が更新されたときは、会社は、契約者に対してその旨を通知し、新たな保険証券は発行しません。
- 10 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されないときは、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、第8項第1号の規定を準用し、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

(主契約が終身医療保険に変更された場合)

- 第20条 この特約が付加された主契約が主約款の規定により終身医療保険に変更されるときは、この特約も同時に60歳満期の特約に変更されるものとします。この場合、変更後の特約の特定損傷給付金額は、変更前のこの特約の特定損傷給付金額と同額とします。
- 2 前項の規定によってこの特約が変更された場合には、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 変更後の特約の責任開始の日は主契約の変更日とし、変更前のこの特約は、その変更日の前日の満了時に消滅するものとします。
 - (2) 特定損傷給付金の支払、特約保険料の払込免除および告知義務違反による解除の規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後の特約の保険期間は継続されたものとします。
 - (3) 変更後の特約には、主契約の変更日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 3 主契約の変更日に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合は、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、本条の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を主契約の変更時に付加するものとします。

(管轄裁判所)

第21条 この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の 規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 対象となる不慮の事故

主約款の別表3と同じです。

別表 2 特定損傷

「特定損傷」とは、つぎのいずれかの損傷をいいます。

- 1. 骨折
- 2. 関節脱臼
- 3. 腱の断裂

備考(別表2)

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

2. 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

3. 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 1. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、 柔道整復師法に定める施術所を含みます。)
- 2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 治療

「治療」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。) をいいます。

別表 5 請求書類

	項目	必 要 書 類			
1	特定損傷給付金の支払 (第4条)	(1)会社所定の請求書(2)不慮の事故であることを証する書類(3)会社所定の様式による医師の診断書(4)被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)(5)特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書(6)保険証券			
2	特定損傷給付金額の減額 (第17条)	(1) 会社所定の請求書(2) 契約者の印鑑登録証明書(3) 保険証券			
(注)会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。					